

## 令8区画 について - 西日本防災システム

政令第8条の規定

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

### 1 政令第8条の区画

(平成7年3月31日付け消防予第53号予防課長通知)

#### 1 政令第8条の区画の構造

政令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。なお、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォールについては、床及び柱又は壁等の接する構造躯体に確実に取り付けられている場合は同様に扱う。ただし、ALCパネルやコンクリートブロックなどは含まれない。

イ 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りではない。

- a 開口部が設けられていないこと。
- b 開口部を設ける場合には防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

#### 2 令8区画を貫通する配管等

令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。

しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りではない。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の事項及び第7-1表に適合するもの、又は消防防災用設備等性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものとする。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管（付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管の呼び径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が300mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。

オ 配管及び貫通部は一体で通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

（配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2時間以下の場合にあつては2時間）以上であること。）

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有するよう施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



第7-1表 令8区画を貫通する鋼管等の取扱い

## 1 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

## 2 鋼管等の種類

- (1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

## 3 貫通部の処理

- (1) セメントモルタルによる方法
  - ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

## (2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

## 4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

## (1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

## ア 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

## イ 被覆方法

## (ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径(mm)	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から30cmの範囲には、もう一重被覆する。

## (イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径(mm)	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。



**(2) 給配水管の着火防止措置**

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

**5 配管等の保温**

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

**6 配管等の接続**

配管等を1の範囲において接続する場合には、次によること。

- (1) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

**ア メカニカル接続**

- ① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ② 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。
- ⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

**イ 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。）**

- ① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- ② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。  
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- ③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- ④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- ⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

**ウ 袋ナット接続**

- ① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- ② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

**エ ねじ込み式接続**

- ① 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
- ② 接合剤をネジ部に塗布すること。
- ③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

**オ フランジ接続**

- ① 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
  - ② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
  - ③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。



西日本防災システム

NISHINOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





**令8区画** について - 西日本防災システム

政令第8条の規定

**7 支持**

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

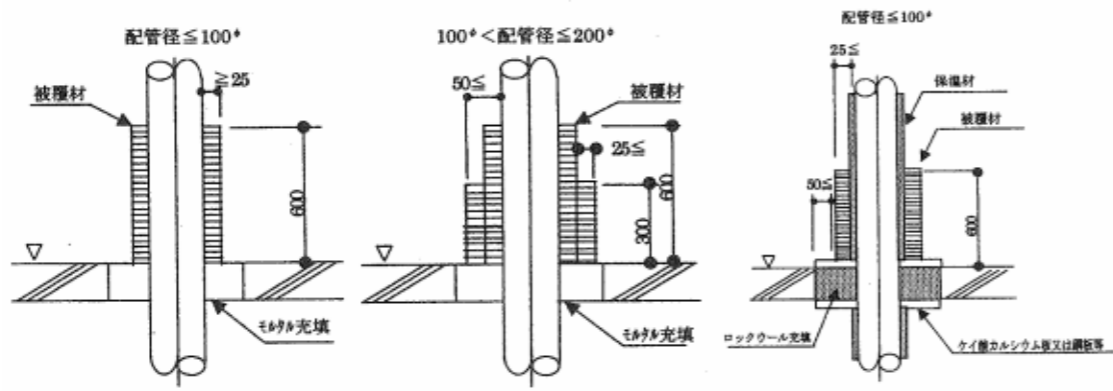


図-1

図-2

図-3

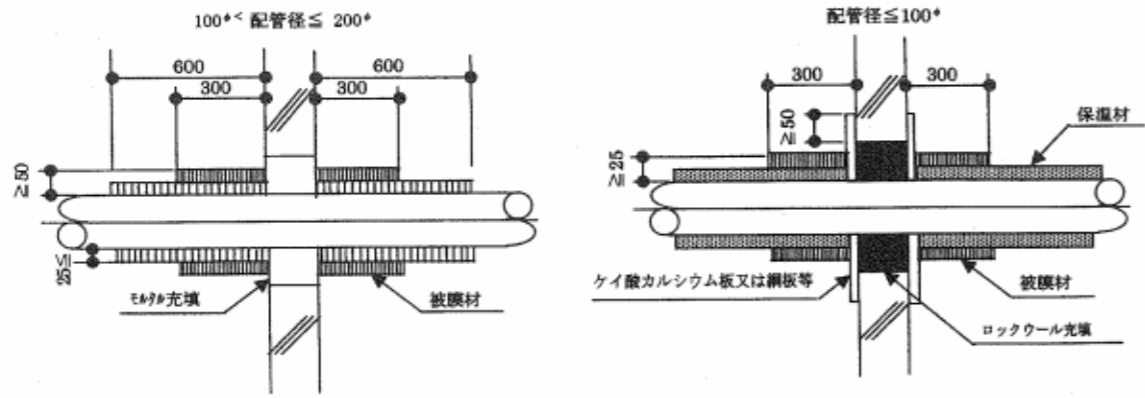


図-4

図-5

**3 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方**

ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。

イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。



第7-1図

A → 延面積4,000㎡の(15)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B → 延面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>

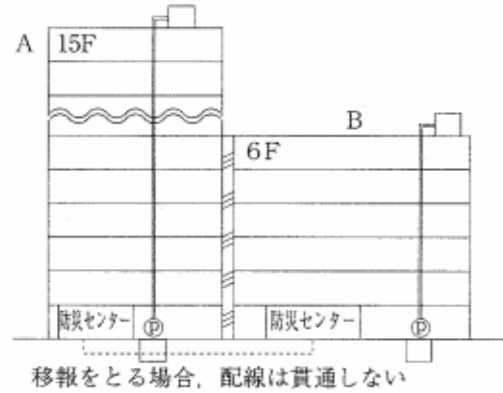


弊社top pageへ



# 令8区画 について - 西日本防災システム

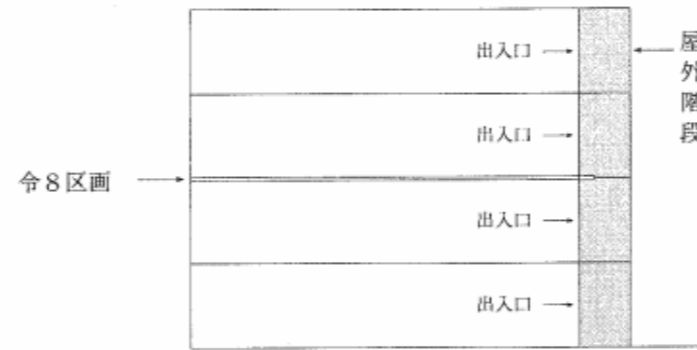
政令第8条の規定



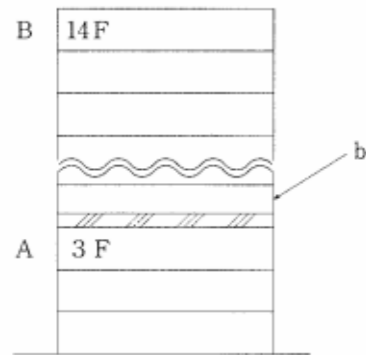
第7-2図

A→階数15の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。  
 B→階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

エ 令8区画により分離された部分に接続した屋外階段等は、当該部分の専用とすること。よって、第7-4図のような本来令8区画によって区画された他の部分と屋外階段で同時に接続することとなる場合、当該区画は令8区画と見なされないものであること。



第7-4図



第7-3図

A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。  
 B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。



西日本防災システム  
 NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



質疑応答集(53号通知)

ア 区画の構造について

- Q 1 53号通知1.(1).ウのただし書きで、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根については、3.6m以上の幅の耐火構造とすることが必要とされているが、令8区画に対してどの部分を耐火構造とするのか。
- A 1 外壁又は屋根は、令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造となっていることが適当である。
- Q 2 53号通知1.(1).ウのただし書きの、3.6m以上の幅の耐火構造の外壁又は屋根に求められる耐火性能は、どの程度か。
- A 2 建築基準法において、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものである。
- Q 3 53号通知1.(1).ウのただし書きで、耐火構造の床又は壁の両端又は上端が、防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していない場合、外壁又は屋根に面積の小さい通気口、換気口を、令8区画を介して接する相互の距離が90cm未満となる位置に設けてよいか。
- A 3 面積の大小にかかわらず、当該範囲内に開口部を設けることはできない。

イ 区画を貫通する配管等について

- Q 1 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させる場合であっても、配管の外径は200mm以下であること等、53号通知1.(2)に適合していることを確認する必要があるか。
- A 1 お見込みのとおり。
- Q 2 排水管に付属する通気管については、令8区画を貫通させることができるか。
- A 2 お見込みのとおり。
- Q 3 電気配線及びガス配管が令8区画を貫通させることは、認められるか。
- A 3 認められない。

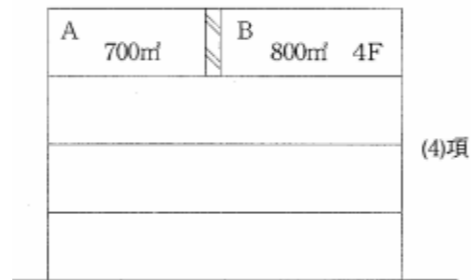
- Q 4 令8区画を貫通する穴の直径が300mm以下である場合、一つの穴に複数の配管を貫通させることができるか。
- A 4 令8区画を貫通する当該複数の配管について、53号通知1.(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。



## 2 開口部のない大火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

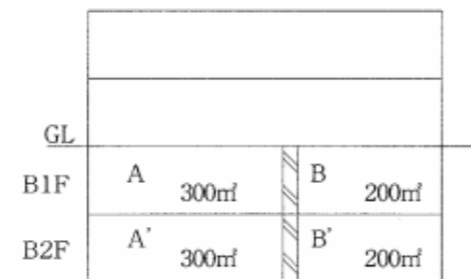
&lt; 例 1 &gt;



第7-5図

4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、A、Bは4階で1,000㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第8号を適用しない。

&lt; 例 2 &gt;



第7-6図

地階部分の床面積は700㎡以上であるが、(A+A')(B+B')は地階において700㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

## 3 省令第13条の区画

省令第13条第1項に規定する区画（以下この項において「区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (3) エレベーター扉は省令第13条第1項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

## 4 省令第30条の2の区画

省令第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ

